

亀山市告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21705
- 3 路線名 東御幸鹿島線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
本町一丁目270番3地内から本町一丁目270番3地内まで	旧	68.00	最小	2.30
			最大	6.00

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30201
- 3 路線名 阿野田管内線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
阿野田町字下垣戸1843番地先から阿野田町字下垣戸1850番2地先まで	旧	69.00	最小	4.60
			最大	6.20
	新	78.00	最小	4.60
			最大	7.00

第 3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 3 1 1 1 7
- 3 路線名 阿野田 1 5 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
阿野田町字下垣戸 3 5 1 7 番 1 地先 から阿野田町字下 垣戸 3 5 1 9 番 2 地内まで	旧	7 9 . 0 0	最小	1 9 . 0 0
			最大	4 0 . 8 0
	新	6 1 . 0 0	最小	6 . 0 0
			最大	2 3 . 0 0